

●香川県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年2月17日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	名称	所在地
令和4年12月1日	医療法人社団高橋皮膚科医院	三豊市高瀬町新名字天古943番地2
令和5年2月1日	水藤乳腺甲状腺クリニック	善通寺市弘田町390番地1
令和4年7月1日	スター薬局柞田店	観音寺市柞田町甲1939番地10
令和5年2月1日	薬局ファーム&ファーマシー	仲多度郡多度津町本通三丁目1番24号
令和4年12月22日	訪問看護ステーション絆	東かがわ市小砂509番地1
令和5年2月1日	訪問看護ステーションはまひるがお	小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番地1